

栗山町栗山駅南交流拠点施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栗山町栗山駅南交流拠点施設条例（令和 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フライヤー清掃処理 調理室のフライヤーを使用した場合において使用後の排油と清掃を、使用者の申出により、町において行うことをいう。
- (2) 安全操作講習 工作設備に関する安全教育及び操作指導を行う講習をいう。
- (3) 備付物件 別表2に掲げる工作設備をいう。
- (4) 工作設備 会議室に備えるコンピューター類を含む工作用の機械類及び機器類、工具類、ソフトウェア類の総称をいう。

(使用の許可等)

第3条 条例第4条、第7条第3項及び第10条の規定により栗山駅南交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）の使用、使用料等の減免及び特別設備の許可を受けようとする者（個人使用しようとする者を除く。）は、様式第1号による申請書を使用日の3カ月前から1週間前までの間に町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請について許可したときは、様式第2号による許可書を交付するものとする。
- 3 安全操作講習の受講の許可等を受けようとする者は、様式第3号による申請書を受講当日までに町長に提出しなければならない。
- 4 町長は前項の申請について許可したときは、様式第4号による許可書を交付するものとし、安全操作講習を修了した者には、様式第5号による使用券を交付するものとする。
- 5 備付物件の使用の許可等を受けようとする者は、前項における使用券を使用当日までに提出しなければならない。

(特別使用の承認)

第4条 条例第5条の規定により特別使用の承認を受けようとする者は、使用日の3カ月前から1週間前までに町長に申出なければならない。

(使用の条件)

第5条 調理室1及び調理室2を使用する者は、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 食品衛生責任者資格を取得していること
- (2) 営利又は営業が目的の場合は、その営利又は営業に必要な許可等を受けている

こと

(3) 営利又は営業が目的の場合は、食中毒の項目を含む対人・対物傷害保険（任意保険）に加入していること

2 備付物件を使用する者は、事前に対象となる工作設備の安全操作講習を修了した者とする。

（使用の制限）

第6条 町長は、前条に掲げる条件に該当しないときは、その使用を許可しないものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（利用料等）

第7条 条例第7条別表第1の別に定める額は、別表に定める。

2 フライヤー清掃処理費用は、1回につき1,500円とする。

（安全操作講習及び備付物件使用の時間）

第8条 安全操作講習及び備付物件使用の時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 土曜日並びに日曜日及び祝日 午前9時30分から午後4時30分まで

(2) 前項及び休館日を除く日 午後2時から午後9時まで

（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）

第9条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に交流拠点施設の管理を行わせる場合における第4条並びに第5条及び第7条の規定の適用については、第4条第1項中「様式第1号による」とあるのは、「指定管理者が定める」と、「町長」とあるのは、「指定管理者」と、同条第2項中「町長」とあるのは、「指定管理者」と、「様式第2号による」とあるのは、「指定管理者が定める」と、同条第3項中「様式第3号による」とあるのは、「指定管理者が定める」と、「町長」とあるのは、「指定管理者」と、同条第4項中「町長」とあるのは、「指定管理者」と、「様式第4号による」及び「様式第5号による」とあるのは、「指定管理者が定める」と、同条第5項中「第3条に規定する職員」とあるのは、「指定管理者」と、第5条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と、第7条中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和5年1月21日から施行する。

（経過措置）

この規則の施行前に安全操作講習を修了し、工作設備の使用に関する町長の許可を受けている者には、第4条第4項の規定による使用券を交付する。

別表（第4条、第8条関係）

1 栗山駅南交流拠点施設サービス利用料

(1) 個人使用

区分		料金 (1回につき)	備考
安全操作講習	レーザー加工機	4,000円	講習時間2時間30分
	UVプリンター	4,000円	講習時間2時間30分
	3Dプリンター	4,000円	講習時間2時間30分
	木工ハンディツール	4,500円	講習時間3時間
	小型CNC切削機	4,000円	講習時間2時間30分
	カッティングマシン	4,000円	講習時間2時間30分
	デジタル刺繍ミシン	4,000円	講習時間2時間30分
	3Dスキャナー	4,000円	講習時間2時間30分
	はんだごて	2,000円	講習時間1時間30分
	大型CNC切削機	4,000円	講習時間2時間30分
	木工機械	4,000円	講習時間2時間30分

2 備付物件使用料

(1) 個人使用

区分	料金（1回につき 3時間まで）	備考
レーザー加工機	1,800円	延長1時間につき600円を加算
UVプリンター	1,800円	延長1時間につき600円を加算
3Dプリンター	300円	延長1時間につき100円を加算
木工ハンディツール	1,200円	延長1時間につき400円を加算
小型CNC切削機	1,800円	延長1時間につき600円を加算
カッティングマシン	1,200円	延長1時間につき400円を加算
デジタル刺繍ミシン	1,800円	延長1時間につき600円を加算
3Dスキャナー	3,000円	延長1時間につき1,000円を加算
はんだごて	600円	延長1時間につき200円を加算
大型CNC切削機	3,000円	延長1時間につき1,000円を加算
木工機械	1,800円	延長1時間につき600円を加算
ノートパソコン	600円	延長1時間につき200円を加算

栗山駅南交流拠点施設使用(減免)申請書・許可書

令和 年 月 日
栗山町長 様

団体名 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (署名の場合は押印省略可)

電 話 _____

下記のとおり申請します。

使用目的		開始予定時間	午前・午後	時	分	
使用日時	(自) 令和 年 月 日 ()	午前・午後	時	分	時間	
	(至) 令和 年 月 日 ()	日間	午前・午後	時	分	
営利又は営業	有 ・ 無	入場料の徴収	有 ・ 無			
使用場所						
使用備付物件						
使用予定人員	人 (内訳：小中学生 人 一般人)					
使用料等	使用場所	①基本使用料	②加算額(割合)	③減免額(割合)	④冷暖房料	合計 ①+②-③+④
		円 (@ 円× h) 円× 日間	円 (割加算) 円× 日間	円 (割減免) 円× 日間	円 (@ 円× h) 円× 日間	円
		円 (@ 円× h) 円× 日間	円 (割加算) 円× 日間	円 (割減免) 円× 日間	円 (@ 円× h) 円× 日間	円
		円 (@ 円× h) 円× 日間	円 (割加算) 円× 日間	円 (割減免) 円× 日間	円 (@ 円× h) 円× 日間	円
		円 (@ 円× h) 円× 日間	円 (割加算) 円× 日間	円 (割減免) 円× 日間	円 (@ 円× h) 円× 日間	円
サービス利用	円 (内訳：)					
合計	円 ※10円未満端数切捨て					
加算	1. 入場料等の徴収 (10割) 2. 営利又は営業 (10割) 3. 入場料を徴収しかつ営利又は営業 (30割) 4. 開館時間以外 (1割) 5. その他 ()					
減免	1. 全額免除 2. 一部減額(割) [理由：]					
摘要						
申請内容(使用目的・日時・団体名)のインターネット公開を ※申請者名など個人を特定する情報は除く			1. 承諾します 2. 承諾しません			

上記のとおり許可します。

令和 年 月 日

栗山町長 印

栗山駅南交流拠点施設安全操作講習受講(減免)申請書・許可書

令和 年 月 日
栗山町長 様

住 所 _____
(署名の場合は押印省略可)

氏 名 _____ (印)
(連絡をとりやすい電話番号)

電 話 _____

メールアドレス _____

下記のとおり申請します。


受講日時	令和 年 月 日 () (自) 午前・午後 時 分 (至) 午前・午後 時 分	
受講区分	1. レーザー加工機 2. UVプリンター 3. 3Dプリンター 4. 木工ハンディツール 5. 小型CNC切削機 6. カッティングマシン 6. デジタル刺繍ミシン 8. 3Dスキャナー 9. はんだごて 10. 大型CNC切削機 11. 木工機械	
利用料	円	
減 免	1. 全額免除 2. 一部減額(割) [理 由 : _____]	
摘 要		
申請内容 (受講区分・日時) のインターネット公開を ※申請者名など個人を特定する情報は除く	1. 承諾します 2. 承諾しません	

上記のとおり許可します。

令和 年 月 日

栗山町長 (印)

表面

No. _____
栗山駅南交流拠点施設 個人使用券

令和 年 月 日発行 栗山町長 印

裏面

注意事項
1. 栗山町栗山駅南交流拠点施設条例、同施行規則、及び栗山駅南交流拠点施設スタッフの指示事項を遵守してください。
2. 安全操作講習において習得した工作設備の操作及び利用に関する事項を遵守してください。
3. 本券の使用は本人のみ有効です。使用の都度、受付スタッフに提示してください。
4. 上記に反する行為が認められた場合は、本券を無効とする場合があります。